

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会指定障害福祉サービス（生活介護）事業所筑紫野市さるびあ学園運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、筑紫野市が設置し、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会が運営する筑紫野市さるびあ学園（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの生活介護（以下「生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者に対し排泄及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切、かつ効果的に行うものとする。

2 生活介護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。

3 生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）の全部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 生活介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 筑紫野市さるびあ学園
  - (2) 所在地 福岡県筑紫野市岡田三丁目11番地1
- （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、この事業所の職員の管理、生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行うほか、利用者及びその家族に対しその内容等について必要な説明を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務）

サービス管理責任者は、個別支援計画を策定するとともに、利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス事業等の利用状況を把握し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討する。また、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な援助を行うとともに、他の職員に対する技術指導又は助言を行う。

(3) 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名（常勤）

看護職員は、利用者が必要とする看護を適切に行うとともに、必要に応じ利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、介護等に従事する。

(5) 生活支援員 10名（常勤）

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための適切な介護等に従事する。また、利用者負担上限額の管理を行う。

(6) 事務職員 1名（常勤兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（生活介護を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において、生活介護を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

（利用定員）

第7条 事業所の利用定員は20人とする。

(生活介護の内容)

第8条 事業所で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 更衣、排せつ等の身体介助等
- (3) 機能訓練・創作的活動
- (4) 食事の提供
- (5) 送迎

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定生活介護サービスを利用した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。ただし、利用者負担額の月額については、法第29条第4項の定めによるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護サービスを提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 前2項のほか次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

- (1) 食事に要する費用
- (2) 創作的活動に係る材料費実費
- (3) 日用品費実費
- (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者  
に負担させることが適当とみとめられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、筑紫野市の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 事業所の設備、備品等に関しては、安全を考慮し、職員の許可なく使用することはできないものとする。
- (2) 利用者またはその家族は、利用者の心身の状況等に変化がみられた場合は、速やかに事業所に連絡しなければならない。
- (3) 利用者が、故意又は過失によって当施設に物的損害を与えた時は、その損害を弁償し、又は原状に修復しなければならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族及び利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 利用者の主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第14条 利用者またはその家族から苦情等が生じた場合は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉サービス利用に関する苦情処理規程（平成13年4月1日施行）に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した生活介護サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により福岡県が、また、法第48条第1項の規定により福岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は福岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は福岡県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を福岡県、福岡県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者に対する虐待防止のため、職員等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備その他の虐待防止の措置を講ずるものとする。

2 事業所は、虐待についての通報をしたことを理由として、職員等に対して解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、生活介護サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は筑紫野市と社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。